○経済産業省告示第十九号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十条第一項の規定に基づき、中小企業承継事業再生の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年一月二十八日　　経済産業大臣　茂木　敏充

中小企業承継事業再生の実施に関する指針

一　中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項

中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標は、中小企業承継事業再生の対象となった事業部門において次のイ及びロを達成することを原則とし、これに加えて事業の業態の特性、固有の事情等を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

イ　$\dfrac{\text{有利子負債合計額－現預金－信用度の高い有価証券等の評価額－運転資金の額}}{\text{留保利益＋減価償却費＋前事業年度からの引当金の増減額}} \leqq 10$

ロ　$\dfrac{\text{経常収入}}{\text{経常支出}} \times 100 \geqq 100$

二　中小企業承継事業再生の実施方法に関する事項

主務大臣が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第百二十一条第四項の認定を行うに当たっては、次のイ及びロに該当する方法により、中小企業承継事業再生計画（原則として５年を超えない期間）の終了時において、承継された事業について一の事業の強化に関する目標が達成されることを要件とする。

イ　特定中小企業者から、他の事業者若しくは新たに設立される事業者を承継事業者として、事業の全部若しくは一部を事業譲渡若しくは吸収分割により承継させる方法、又は新設分割により設立される事業者を承継事業者として、事業の全部若しくは一部を承継させる方法

ロ　イの承継の際、特定中小企業者に残された過剰債務等について、当該特定中小企業者を特別清算手続又は破産手続により清算すること等により、その承継後２年以内に適切に整理する方法

三　その他中小企業承継事業再生に関する重要事項

イ　中小企業承継事業再生の認定要件に関する事項

⑴　中小企業承継事業再生計画の円滑かつ確実な実施

法第百二十一条第四項第二号の円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、中小企業承継事業再生に係る目標が達成されるためには中小企業承継事業再生の実施に必要な基礎的な条件が満たされていることが必要であることに鑑み、中小企業承継事業再生計画の内容が次のいずれにも該当することをいうものとする。

ⓘ　当該中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者が当該中小企業承継事業再生計画に従って承継する事業に係る許認可等を取得している、又は確実に取得できると見込まれるものであること。

ⓘⓘ　当該中小企業承継事業再生計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないこと。

ⓘⓘⓘ　次のいずれかに該当していること。

①　当該中小企業承継事業再生計画が、認定支援機関の指導若しくは助言又は特定認証紛争解決手続に基づき作成されていること。

②　当該中小企業承継事業再生計画が、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画（同法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定があるものに限る。）又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画（同法第百九十九条第一項の規定による更生計画の認可の決定があるものに限る。）に基づき作成されていること。

③　①及び②に掲げるもののほか、当該中小企業承継事業再生計画が、一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき作成されていること。

ⓘⓥ　その他中小企業承継事業再生の実施が特に困難であると認められないこと。

⑵　経営資源の著しい損失の防止

中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないこととは、当該中小企業承継事業再生計画に次の各号に掲げる措置を講ずる旨の定めがあることにより、承継事業者が承継することとなる事業（以下「承継事業」という。）に係る特定中小企業者の有する経営資源が著しく損われ、又は失われるものでないと見込まれるものであることをいうものとする。

ⓘ　当該特定中小企業者において承継事業に従事する従業員のうち承継事業者において承継事業に従事することとなるものの数（承継事業者が承継事業と同種の事業（以下この項において「同種事業」という。）を営んでいる場合であって、中小企業承継事業再生計画の実施により同種事業に従事する従業員の解雇等を行うときは、当該数から当該解雇等に係る従業員の数を差し引いた数とする。）を当該特定中小企業者において承継事業に従事する従業員の数で除した値がおおむね百分の八十以上であること。

ⓘⓘ　当該承継事業者が、当該承継事業に従事している従業員の雇用の安定に努めること。

ⓘⓘⓘ　当該承継事業者が、承継事業に係る特定中小企業者の有する経営資源のうち重要な設備その他の当該承継事業の継続に不可欠なものを適切に取得すること。

⑶　従業員の地位

法第百二十一条第四項第四号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該中小企業承継事業再生に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、中小企業承継事業再生計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

⑷　取引先の利益

法第百二十一条第四項第五号の特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこととは、当該中小企業承継事業再生計画の実施により、特定中小企業者の取引の相手方である事業者の有する売掛金債権（特定中小企業者との取引に係るものに限る。）の全部又は一部が消滅するものでないことをいうものとする。ただし、当該取引の相手方である事業者の同意がある場合には、この限りでない。

⑸　労働者の理解と協力

法第百三十五条第一項の労働者の理解と協力を得るとは、当該中小企業承継事業再生に係る事業所における労働組合等と必要な合意を成立させること等協議によって十分に話し合いを行うことにより、その雇用する労働者の理解と協力を得ることをいうものとする。

ロ　その他留意すべき事項

中小企業承継事業再生については、当該中小企業承継事業再生を実施する地域における当該中小企業承継事業再生に係る事業と同一の業種に属する他の事業者との適正な競争関係に及ぼす影響に留意するものとする。

四　備考

この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

○経済産業省告示第二十号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十六条第一項の規定に基づき、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。なお、中小企業再生支援指針（平成二十三年経済産業省告示第百四十六号）は、廃止する。

平成二十六年一月二十八日　　経済産業大臣　茂木　敏充